電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公示する期間内に申請することを要しない無線局） **第六条の四**　法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～六　略］ 七　同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第二号及び前三号に掲げるものの並びに総務大臣が別に告示するもの（再免許の申請に係るものを除く。）を除く。） ［八～十　略］	（公示する期間内に申請することを要しない無線局） **第六条の四**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第二号及び前三号に掲げるものの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。） ［八～十　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第二条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二号第１　基幹放送局（衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。）の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［１枚目～６枚目　略］ ［注１～22　略］ 23　22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙⑴～⑼、⒀～⒃に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「事業計画等の欄の記載は、何基幹放送局に同じ」、「事業計画等の欄の記載は、別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽、⒀～⒃については何基幹放送局に同じ」のように23の欄に記載すること。 ［表略］ ［⑴～⑻　略］ ⑼　別紙⑼は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間（テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等（学園が開設するものを除く。）及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等（協会が開設するものに限る。）に限る。以下この注において同じ。）及び他から供給を受ける放送番組の放送時間（協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。）について、次のアからオまでの様式により記載すること。 ア　放送番組表 ㋐　超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合 A　超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載	**別表第二号第１**　［同左］ ［１枚目～６枚目　同左］ ［注１～22　同左］ 23　22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙⑴～⑼、⒀～⒃に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽、⒀～⒃については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。 ［表同左］ ［⑴～⑻　同左］ ⑼　［同左］ ア　［同左］ ㋐　［同左］ A　［同左］

時刻＼曜日	月	火	水	木	金	土	日
計							

時刻＼曜日	月	火	水	木	金	土	日
計							